

平成28年度
第1回長浜市景観審議会
会議要点録

長浜市景観審議会

平成28年度第1回長浜市景観審議会 会議議

○日 時 平成28年6月21日(火) 午後1時00分から午後3時00分まで

○場 所 長浜市役所東館3階 特別会議室

○出席委員 10人

奥貫隆(会長)、石井良一(副会長)、小財憲司、大神敏臣、立花丈太郎、辻村耕司、中西恭子、西郷照毅、松居弘次、吉井茂人(敬称略)

○欠席委員 2人

大村悟子、吉見静子(敬称略)

○事務局 5人

今井部長、中川次長、山口副参事、森主幹、不嶋主事

○傍聴人 0人

○配布資料

- ・次第
- ・資料1 長浜市景観審議会委員名簿
- ・資料2 長浜市景観審議会の設置等に関する規程等
- ・資料3 長浜市情報公開条例及び附属機関等の会議の公開等に関する要綱
- ・資料4 長浜市の景観まちづくりについて
- ・資料5 地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例(案)について
- ・資料6 平成28年度長浜景観広告賞実施要領(案)

○会議要点録

1 開会

2 あいさつ

- ・藤井市長からあいさつ

3 自己紹介

- ・各委員及び事務局職員の紹介

4 会長・副会長の選出について

- ・会長及び副会長の選出について、事務局より下記のとおり提案したところ、異議なく承認された。
会長 奥貫隆 (滋賀県立大学名誉教授)
副会長 石井良一 (滋賀大学社会連携研究センター教授)

5 会議の公開について

- ・会長から、長浜市情報公開条例及び附属機関等の会議の公開等に関する要綱に基づき、景観審議会の会議及び議事録を原則公開とする旨を諮ったところ、異議なく承認された。

6 議事

(1) 長浜市景観審議会について

(事務局)

- ・資料2、4に基づき景観審議会の概要、長浜市の景観まちづくりの取組について説明。

(委員)

- ・資料4の8ページ目について、博物館都市構想があって長浜城が再興されたのではなく、再興後に、博物館都市構想が策定されたので、その流れがわかるように記載を変えてはどうか。
- ・資料4の13ページ目について、景観法制定前から、県の風景条例による景観づくりの取組や、風格賞等の市独自の景観づくりの取組が行われていたので、記載してはどうか。

(委員)

- ・資料4の9ページ目にある長浜地域・商業近代化地域計画の策定は昭和59年ではなく、昭和60年である。
- ・資料4の10ページ目に通り(商店街)の街並み整備のところ国支援制度の有効活用とあるが、当初、商店街は県の支援を受けていたので、そのことも追記してはどうか。

(事務局)

- ・確認の上、修正を行うこととする。

(2) 地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例(案)について

(事務局)

- ・資料5に基づき説明。
- ・前回の景観審議会での、同条例制定前に内容について景観審議会でも報告してもらいたいとの意見を受けて、報告するもの。

(会長)

- ・建築物等の色彩等の制限の内容について、どのように検討されてきたのか。
- ・マンセル値による色彩の制限について、見てわかる資料をつけてもらいたい。

(事務局)

- ・再開発事業地の地権者が定めた制限であり、検討の過程については、事務局では把握できていない。
- ・外壁の全面ではなく、外壁の各面の5分の4以上の面積に制限を加えるようになっており、屋外広告物等のため一定の面積については制限をかけないようにしているようである。
- ・色彩の制限のマンセル値については、再開発の計画策定時に作成したパースの色合いにおさまるように検討されたと聞いている。

(会長)

- ・再開発組合や再開発事業担当部署が主体とはいえ、報告の際には、正確な経緯を把握しておいてもらいたい。

(委員)

- ・平成24年に決定した長浜駅周辺地区の地区計画が変更されるということか。

(事務局)

- ・平成26年度に長浜駅東地区の追加により地区計画が変更されており、建築物等の色彩等の制限等の追加も含めた地区計画の変更については、間もなく都市計画決定する予定である。

(委員)

- ・景観担当部署としては、地権者によって定められた色彩の制限について、是とするという判断をしているのか。

(事務局)

- ・色彩の制限については、景観計画の基準と比べて、遜色ないとの判断をした。色相によって違いがあるものの、景観形成重点区域の色彩の景観形成基準と概ね同等の制限が定められている。

(委員)

- ・駅前通りは景観形成重点区域に指定されていないが、地区計画の区域であれば、景観法に基づいて色彩等について制限することができるため、今回、条例を制定するということか。

(事務局)

- ・そうではない。地区計画の区域の地権者が、その区域のまちづくりのルールとして建築物等の色彩について制限を加えることを検討し、条例が制定されることとなった。

(会長)

- ・景観形成重点区域をどこに定めるかという議論をする中で、まずは、旧市街地を中心に指定することとなったが、長浜駅周辺や駅前通りの指定についても検討された経緯はある。

(委員)

- ・駅前通りについては、現代的な景観で良いのではないかということで、景観形成重点区域に指定しないことになったと記憶している。
- ・駅前の再開発事業地は、地区計画の区域内にあり、当初はここまでの制限を設けていなかったが、どこかのタイミングで景観法に準じた色彩等の制限を行おうという話が出てきたのではないか。

(副会長)

- ・長浜市政ほっとニュースに長浜駅東地区の再開発事業のペースがある。前回の景観審議会でも意見があったが、色彩やデザインが長浜らしいテイストになっているとは言い難い。勾配屋根にしたり、瓦を用いたりするだけでもだいぶイメージが変わってくるだろう。
- ・他の地域と比較して、その制限の内容が適切なものであるかどうかについて、景観審議会でも議論するべきではないかと思う。現在はどのような段階なのか。

(会長)

- ・事務局としては、景観審議会に対しどのような意見を求めたいと考えているのか。

(事務局)

- ・どのような経過で色彩の制限の内容が定められたのか、事務局として把握しておくべきだと認識させていただいた。
- ・再開発事業は、既に着工している。建設中の建築物の色彩も、地区計画の色彩の制限の範囲内におさまるように検討されていると考えられる。条例の色彩の制限が景観計画の基準と比べて問題がある場合は、景観審議会からの意見を伝えることができると考えるが、事務局で確認したところ不整合はなかった。

(会長)

- ・景観審議会としては、地区計画として適切に計画されている再開発事業の内容に対して、意

見を述べる範囲に留まるが、今回、景観法に準じて色彩の制限を加えるということなので、景観審議会としては、経緯及び制限の内容について確認しておきたい。

- ・再開発組合で制限の内容を検討したときの資料についても確認してもらいたい。

(事務局)

- ・建設中の建築物の色彩について担当部署に問い合わせ、次回の景観審議会では今回制定する条例の色彩の制限の範囲内におさまっているかどうかについて、委員の皆様へ報告させていただく。

(会長)

- ・今後、諮問事項の審議だけでなく、景観審議会の中で、重点的に景観づくりを行っていくべきエリアの検討等、将来の長浜の景観づくりの方向性について、委員に意見を求める機会を作ってもらいたい。

(3) 平成28年度長浜景観広告賞の実施について

(事務局)

- ・資料6に基づき説明。
- ・選考方法は昨年度と同じであるが、募集期間を早めて夏休みと重なるようにし、小中学生が応募しやすいようにしている。また、審査と表彰についても、年内に行う予定である。

(会長)

- ・新任の委員の方は、景観広告賞の取組についてご存じだったか。

(委員)

- ・委員に就任するまで景観広告賞については知らなかったが、長浜には素敵な町並み等が残っているのでも、そういうところにも目を向けてもらえるようにしてはどうか。また、平成25年度景観広告賞を受賞した「紗蔵」は外観もそうだが、内装も素敵だったので、そのあたりも伝えられると良いと思う。

(会長)

- ・以前、研究室で湖岸道路、8号線バイパス、中心市街地の3つのエリアの屋外広告物について調査をしたが、屋外広告物を意識してみると町の見え方が随分と変わった。また、景観広告賞の審査で、現地に赴き、店主から直接、広告物に込められた思いについて話を聞くと、また、町の見え方が変わってきた。

(委員)

- ・地味な印象の広告物も、直接、店主から話を聞くことで印象が変わっていくと思う。
- ・長浜には北大路魯山人の彫ったものが無造作に店にかかっていたりするので、そういった面白いものを掘り起す機会にもなるのではないか。

(委員)

- ・景観広告賞に応募する広告物の推薦について依頼を受けていたことがあるが、新しいお店等は応募しやすいのではないか。

(委員)

- ・景観広告賞のことは知らなかったが、何気なく見ている広告物の設置された趣旨や目的を考えるとまた違った見方ができると思う。

(会長)

- ・景観広告賞は広告物のデザインコンテストではない。景観広告賞は、一つひとつの広告物をしていねいに作っていくことで、通りや地域全体がよくなっていくということ、事業者

や市民に知ってもらうための取組みであり、応募してもらうことに意味がある。その中で、より優れた広告物が選別されていくと、それを目標として、より良い広告物が生まれしていく。そのような循環が生まれることを期待する。まずは、景観広告賞の取組を市民や事業者に知ってもらうことが大切である。

- ・写真がなくても応募可能なのか。

(事務局)

- ・応募しやすいように、内容や場所が明記されていれば、写真の添付がなくても可としている。

(会長)

- ・昨年度は初めて小学校にも応募を呼びかけたが、今年度も行うのか。

(事務局)

- ・昨年度は主に小学6年生を対象として市内の小学校に案内をし、応募件数の増加につながった。
- ・今年度は小学校と中学校に案内を行いたいと考えている。

(副会長)

- ・現在、長浜市のHPには、昨年度の景観広告賞の決定の案内だけが掲載されているが、資料4にあるように、歴年の受賞広告物の写真があると見栄えが良いし、応募する方の参考にもなる。平成24年度からの受賞広告物の写真をすべてHPに掲載してはどうか。

(事務局)

- ・ご指摘していただいた点も含めて、PRにもつながる発信ができるよう検討したい。

7 その他

(事務局)

- ・会長からもお話があったが、市としても今後の長浜の景観まちづくりについて、
- ・委員の皆様からご意見を頂く場を設けたいと考えている。

8 閉会

- ・今井部長からあいさつ